

「地域資源の磨上げ及び宿泊施設の有用性実証事業」業務委託仕様書

1 業務名

「地域資源の磨上げ及び宿泊施設の有用性実証事業」業務

2 目的

西海国立公園を形成する五島列島の美しい自然や世界遺産の登録を受けた「長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産」、遣唐使ゆかりの史跡からなる「日本遺産」、国指定重要無形民俗文化財の「五島神楽」などの幾多の歴史、文化遺産等の既存体験コンテンツの磨き上げをするとともに、多種多様な海鮮、雄大な自然の中ではぐくまれた五島牛、五島美豚、地鶏等の五島的美食を活かし、宿泊施設との連携を強化しながら受入体制の整備を行い、観光客に少しでも長い時間滞在していただく事で地域での消費を拡大する。

3 委託業務内容

(1) 五島市の体験コンテンツや食材を活用したコンテンツを含む、五島市で1泊以上の旅行商品を造成し、600人以上を誘客するものとする。

なお、この旅行商品利用者1人あたりの委託費の上限は次のとおりとする。

・航空機利用（福岡空港⇒五島福江空港）の場合 23,400円/人・旅行

・ジェットfoil利用（長崎港―福江港）の場合 11,870円/人・旅行

また、五島市内において利用する宿泊施設については、「teamNAGASAKI SAFETY」の認証施設に限る。

(2) 造成した旅行商品については、新聞や雑誌、商品カタログ等において、5回以上の広告宣伝を実施する。

(3) 旅行商品利用者に五島市の地域資源及び宿泊所等の有用等に関するアンケート調査を行い、取りまとめの上、その内容の分析・検証を行う。

(4) 上記(3)のアンケートの分析・検証結果から、五島市の体験コンテンツ等の地域資源及び宿泊施設の磨き上げ、今後の活用方法などについて、独自の提案を行う。

4 契約期間

令和4年1月5日から令和4年2月28日までとする。

5 業務完了報告

令和4年2月28日までに業務完了報告書を提出すること。

6 業務の適正な実施に関する事項

(1) 業務の一括再委託の禁止

受託者は、業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることができない。ただし、業務を効率的に行う上で必要と思われる業務については、市と協議の上、業務の一部を委託することができる。

(2) 個人情報の取扱い

受託者が業務を行うに当たって個人情報を取り扱う場合には、五島市個人情報保護条例（平成18年3月23日条例第3号）、五島市個人情報保護条例施行規則（平成18年7月11日規則第30号）に基づき、その取扱いに十分留意し、漏えい、滅失及びき損の防止その他個人情報の保護に努めること。

(3) 守秘義務

受託者は、業務の実施に関して知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用することはできない。また、業務終了後も同様とする。

(4) 著作権

- ・業務により作成された成果品に係る著作権は、委託者に帰属するものとする。
- ・本業務の中で使用する画像などで、既に他の者が所有権、著作権を持つものがある場合には、受託者において承諾を得るとともに、これらに係る必要経費は受託者負担とする。

(5) 発生経費

事業遂行にあたり画像の撮影費（撮影に係る商品のサンプル代等含む）や、調査などの業務、また受託者の交通費等に係る経費など、業務を遂行するにあたり発生する一切の経費は受託者の負担とする。

7 委託料支払方法

業務完了後に一括払いとする。

8 その他

本仕様書に明示なき事項、または業務上疑義が発生した場合は、両者協議により業務を進めるものとする。